

# 文化資源化する

## と地域社会の行方

—文化の継承のために—



富士山遠景



佐渡鉱山・北沢選鉱場



八戸大祭山車(長横町)

令和6年

7月13日

13:00~  
16:50

会場 国立歴史民俗博物館 講堂

土

第 118 回歴博フォーラム

# 資源化する文化と地域社会の行方 —文化の継承のために—

日 時： 2024 年 7 月 13 日（土）13:00 ～ 16:50

会 場： 国立歴史民俗博物館 講堂

主 催： 国立歴史民俗博物館

## プログラム

- |               |                                                                   |
|---------------|-------------------------------------------------------------------|
| 13:00 ～ 13:10 | 開会の挨拶<br>鈴木 卓治（国立歴史民俗博物館・教授）                                      |
| 13:10 ～ 13:40 | 「文化遺産制度と地域社会の現在」<br>川村 清志（国立歴史民俗博物館・准教授）                          |
| 13:40 ～ 14:10 | 「文化遺産のストーリーと地域社会～世界遺産・富士山と地域遺産・遠野を事例に～」<br>山川 志典（国立民族学博物館・外来研究員）  |
| 14:10 ～ 14:40 | 「「みんなの遺産」は可能か——佐渡金銀山にみる「価値」の探究と運動史から」<br>門田 岳久（立教大学観光学部交流文化学科・教授） |
| 14:40 ～ 14:55 | 休憩                                                                |
| 14:55 ～ 15:25 | 「八戸三社大祭の“再”祭礼化～無形文化遺産を契機とした担い手の意識変化～」<br>柏井 容子（八戸市教育委員会・主査兼学芸員）   |
| 15:25 ～ 15:55 | 「無形文化遺産の保護とコミュニティ概念再考」<br>佐々木 重洋（名古屋大学大学院人文学研究科・教授）               |
| 16:00 ～ 16:45 | 総合討論 コーディネーター<br>兼城 糸絵（鹿児島大学法文学部・准教授）                             |
| 16:45 ～ 16:50 | 閉会の挨拶<br>川村 清志<br><br>総合司会 真柄 侑（国立歴史民俗博物館・特任助教）                   |

# 開催にあたって

川村 清志（国立歴史民俗博物館）

本フォーラムでは、現代日本における世界遺産・無形文化遺産などのグローバルな文化資源をめぐる登録制度、さらにその基盤となる文化財保護制度が、日本の地域社会に与える影響について検証します。

今日、日本の地域社会は、様々な災害や慢性的な人口減少のただなかにあり、地域の諸文化は存続の危機に瀕しています。そこに大きなインパクトを与えたのが、世界遺産をはじめとするグローバルな遺産制度の浸透とそれにとまなう文化の再編成です。基礎自治体はもちろん都道府県のレベルでも、これらの遺産登録に向けての動きが盛んに行われています。他方で、地域社会のなかには、文化の変容・消滅の危機に対して、各々の内実に対応した試みを行う事例もみられます。地域の文化財の再編を通じた物語化や文化財への積極的な関与による継承が目指され、保存と活用を両睨みした実践が試みられつつあります。このような事例はグローバルな文化遺産の再編成へのカウンターとしての側面が強いものの、地域の生活とつながり、既存の文化実践を活かした試みとして評価すべき点も多くあります。

そこでこのフォーラムでは20年以上にわたって展開してきた世界遺産、無形文化遺産などの文化をめぐるグローバリズムのなかで、日本各地の地域文化がどのような変貌を遂げ、いかなる課題に直面しているのかを、現場の最前線の事例から問い直していきます。

まず、山川志典氏からは世界文化遺産に登録された富士山の事例について、また、門田岳久氏からは、遺産登録を目指す佐渡金山の事例を紹介してもらいます。次に無形文化遺産として、川村清志が能登のアマメハギを中心とした「来訪神：仮面、仮装の神々」について、柏井容子氏から「山・鉾・屋台行事」の事例として、青森県八戸市の八戸三社大祭の事例を紹介してもらいます。同じく「山・鉾・屋台行事」に登録された愛知県犬山市の犬山祭や、国の無形民俗文化財に指定されて久しい同県奥三河の花祭りの事例を中心に、佐々木重洋氏に検証してもらいます。

各発表者は、長期にわたってインテンシブな現地調査を行ったり、実践的に文化の保全や活用に携わってきた方達です。対象となる文化遺産や文化財のみならず、それらの民俗誌的背景についても精通しておられます。ただそうはいってもこれらの事例は、数多く登録されてきた世界遺産、無形文化遺産のなかではごく一部にすぎません。しかし、本フォーラムは、先に述べたようにオルタナティブとして地域文化の内発的な活動や新たな価値づけを見つめ直すことをもう一つのテーマとしています。例えば、山川氏は独自の文化資源の保存と活用を試みる岩手県遠野市の地域遺産の事例を射程に入れて議論を進めます。また、柏井氏や佐々木氏は、各々の制度の枠組みの中で多様な価値観や実践を調査・記録したり、自ら参与する形で文化の継承に寄与しう事例を示していただきます。川村や門田氏も、制度をめぐる葛藤や軋轢を通して、文化遺産や文化資源の位置づけが重層化される現場を焦点化することになります。

とはいえ、文化遺産や文化財をめぐる問題は山積しており、各々の制度にも様々な歪みが生じています。未来に向けて、この国の多様な地域社会が育んできた文化の何を伝え、何を残していくのかをもう一度、考えなおすべき時がきているのではないのでしょうか。

## 登壇者の紹介

かわむら きよし  
**川村 清志**

国立歴史民俗博物館・准教授

『クリスチャン女性の生活史—「琴」が歩んだ日本の近・現代』（青土社、2011年）

『明日に向かって曳け—石川県輪島市皆月山王祭の現在』（DVD102分、監督、2016）

『民俗学読本—フィールドへのいざない—』（高岡 弘幸、川村 清志 他編、2019）

『石川県輪島市山王祭フォトエスノグラフィー 祭日編』（川村清志・倉本啓之編、2020）

やまかわ ゆきのり  
**山川 志典**

国立民族学博物館・外来研究員

『文化遺産の保護における地域遺産制度の役割』（博士学位論文、筑波大学、2018年）

「住民団体と地域遺産制度への取り組みの関係—岩手県遠野市遠野遺産認定制度を事例として—」（『都市計画論文集』52(3)、2017年）

「「伝説」と結びつき理解されてきた場所としての遺跡」（『遺跡学研究』（18）、2021年）

かど たけひさ  
**門田 岳久**

立教大学観光学部交流文化学科・教授

『宮本常一〈抵抗〉の民俗学—地方からの叛逆』（慶應義塾大学出版会、2023年）

『巡礼ツーリズムの民族誌—消費される宗教経験』（森話社、2013年）

「聖地を担う—「生きた信仰」をめぐる斎場御嶽のコミュニティ管理」（『文明史のなかの文化遺産』飯田卓編、臨川書店、2017年）

かしわい ようこ  
**柏井 容子**

八戸市教育委員会社会教育課文化財グループ・主査兼学芸員

「「仙台筆らしさ」とは何か」『民具マンスリー』43巻8号（日本民具学会、2010年、pp.19-24）

『えんずのわり—解説書—』（宮城県地域文化遺産復興プロジェクト実行委員会／えんずのわり保存会、2012年、共著）

「『御道具帳』にみるコレクションの“出自”」（『八戸市博物館研究紀要第』29号、2015年、pp.15(14)-28(1)）

『五條の秋祭りと御飯屋行事報告書Ⅰ 製作工程編』（五條市教育委員会、2019年、現地調査担当）

さ さ き しげ ひろ  
佐々木 重洋

名古屋大学大学院人文学研究科・教授

『聖性の物質性—人類学と美術史の交わるところ—』（共編著、三元社、2022 年）

「鎮めをおこなうサカキサマ—奥三河、花祭の櫛鬼と地域性再考—」、(『民族藝術学会誌 arts/ 』 Vol.36、2020 年、pp.117-126)

『甦る民俗映像—渋谷敬三と宮本馨太郎が撮った一九三〇年代の日本・アジア』（共著、岩波書店、2016 年）

かねしろ いと え  
兼城 糸絵

鹿児島大学法文学部・准教授

「災害の記憶をめぐる実践と葛藤」『国立歴史民俗博物館研究報告』（214：131-148、2019 年）

「奄美大島における共同納骨堂に関する一考察—宇検村の事例を中心に—」（渡辺芳郎（編）『奄美群島の歴史・文化・社会的多様性』、pp.118-133、南方新社、2020 年）

「移民が生み出す新たな規範—中国福建省における顕示的消費の事例から」（高山陽子・山口睦（編）『規範と模範—東北アジアの近代化とグローバル化』、pp.229-250、風響社、2023 年）



# 文化遺産制度と地域社会の現在

川村 清志（国立歴史民俗博物館・准教授）

## 1. 文化から文化資源へ

最初に告白しておくべきだろう。私自身は、世界遺産や無形遺産はもちろん、文化財に関わる研究とはかけ離れたところでフィールドワークを始めた。ときには、国家や国家を超えたグローバルなシステムに支えられた文化資源を批判的に捉えてきた。私が現場で見たかったのは、国家的な価値づけが付与された文化ではなく、ローカルな人々の生活と結びついた、生きられた文化だった。

では、なぜ、今、世界遺産や無形遺産を含めた文化の資源化の問題を、正面から取りあげようとするのか。その理由を述べるにあたり、いくつかの回り道が必要になる。まず、グローバルな遺産制度とはどのようなものなのか、それらを下支えする日本の文化財保護法はどのように進展してきたのか、その制度的なあらましについて紹介しなければならない。その上で地域の文化が、文化財・遺産と不即不離の関係になっている現実を、石川県の能登半島の事例から明らかにしていく。

なお、本稿で文化資源という言葉は、ローカルな文化が特定の地域社会の文脈から離れ、近代的な論理や価値観によって再編成されたものと位置づける。特定の文化を遺産や財と位置づけることはもちろん、それらを博物館の資料として収集し、展示や調査の対象とすること、それらをイベント化したり、商品化して販売・購入したりすることも等しく文化の資源化である。

## 2. グローバルな遺産制度

世界遺産や無形文化遺産制度は、ともにユネスコが世界の自然・文化を記録・保存するために締結した条約によって成立した。世界遺産は、1972（昭和47）年に開催された第17回ユネスコ総会で採択された、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づいて登録されることになる。人類にとって「顕著な普遍的な価値」を有する遺跡や景観、自然などを世界遺産リストに登録することで、災害や戦禍、開発などによる破壊から保護することを目的としている。

もっとも日本が世界遺産条約に批准したのは、条約の施行から20年遅れの1992（平成4）年である。先進国の中では最も遅く、125ヵ国目の批准であった。このことからわかるように日本では、世界遺産への関心は概して低調だった。しかし、1993（平成5）年に法隆寺と姫路城が文化遺産に、屋久島と白神山地が自然遺産に登録されて以後、世界遺産への取り組みは急速に高まっていった。多くの自治体が遺産登録に名乗りをあげ、各地で様々な登録運動が繰り広げられることになる。地域社会での組織的な運動は、昭和初年度の新日本八景への応募運動に比肩されうるものかもしれない。現在（2024年）、日本では25件の世界遺産が登録されている。さらに今年は、「金を中心とする佐渡鋤山の遺産群」がユネスコに推薦される見込みである。

次に無形文化遺産は、2003（平成15）年の第32回ユネスコ総会にて採択され、翌年に締結された「無形文化遺産の保護に関する条約」（無形文化遺産保護条約）に基づいて登録されている。世界的な近代化と貨幣経済の全一化による地域社会の変容のなかで、祭礼や芸能などの無形の文化遺産も、衰退や消滅などの脅威にさらされている。これら無形文化遺産の保護を目的として無形文化遺産保護条約が締結された。こちらの条約については、無形文化財保護についての知見を有する日本も策定の段階から関わっていた。そのため、採択の翌年に、他の45ヵ国とともに日本も条約に批准している。現在、日本では23件の無形文化遺産が登録されている。

多くの自治体では、世界遺産や無形文化遺産への登録を目指して組織的な運動を行っている。このような動きは、とりわけ 21 世紀以後に顕著となってきた。このほかにも世界的な文化資源を価値づける制度として、世界農業遺産やジオパークなどのグローバルな自然や文化の資源化制度がある。世界農業遺産 (Globally Important Agricultural Heritage Systems: GIAHS) は、FAO (国際連合食糧農業機関) が 2002 (平成 14) 年に定めた認定制度である。ユネスコが推進する世界遺産制度と組織、認定の対象範囲、基準の多くで基本的に異なった遺産制度である。世界農業遺産は、各地の社会・環境に適応し、世代を超えて持続的に発達し、形成されてきた土地・水利・天候を含んだ農耕システムを、グローバルな視座から認定し、保全、継承することを目的とする。ただ農業遺産でも、農耕システムによって生み出された景観や生物多様性といった人と自然との共生関係が重視されている。

これらは趣旨や対象が異なるものの、広い意味での文化財行政と地域振興の方途として注目されることが多い。また、これらの遺産への登録や認定に際しては、各々の国が遺産の社会的、学術的意義を提示するとともに、それらを保全し、管理する制度的な裏付けを示さなければならない。日本の文化資源においてとりわけ重要となるのが、その保護を目的とした「文化財保護法」の存在である。そこで次の節では、この法制度の展開過程について概観しておきたい。

### 3. 日本における文化財制度の展開

1950 (昭和 25) 年に制定された文化財保護法は、明治初期の「古器物保存法」に始まる「文化財」に関する法律を統合し、新たな範疇として埋蔵文化財と無形文化財の保護を取り決めた法律である。有形の不動産、動産の他に無形の古典芸能、史跡・名勝に加えて、天然記念物などが範疇化されていた。その後、保護法は法改正を繰り返し、文化財のカテゴリーは徐々に拡大し、重層化していくことになる。70 年に及ぶ改正の結果、文化財は有形のモノから無形のコトへ、単体の点から集合的な面へ、国の主導的管理から地域の参画を取り込んだ維持管理へ、さらに保護から活用へと領域を展開させてきた。

有形から無形への展開は、民俗文化財の位置づけや「文化財の保存技術」の選定において顕著である。当初、記録選択制度がとられていた民俗資料は、1975 (昭和 50) 年の法改正によって指定対象とされることになる。この時の法改正で「民俗資料」は、有形と無形の「民俗文化財」に読み替えられた。民具や祭具などの有形の文化財だけでなく、祭りや民俗芸能も文化財として価値づけられた。また、近年の「文化財の保存技術」は、文字通り、身体化された技能自体が選択の対象となっている。

点から面への広がりとは、「伝統的建築物群」や「文化的景観」といった概念の導入から確認できる。1975 年に加わった「伝統的建築物群」では、単体の建築物、特定の公園や城跡ではなく、歴史的背景を有する街並みや農漁村の集落が、包括的な選定対象とされている。あるいは 2004 (平成 16) 年に加えられた「文化的景観」という範疇では、人々の生活や生業と結びついた景観や環境までが選定対象となっている。文化的景観という概念は、1990 年代の初頭に世界遺産履行のための作業指針に盛り込まれ、その後、「フィリピン・コルディリエーラの<sup>たなだ</sup>棚田群」が登録されたことで注目されるようになった。2004 年に島根県の石見銀山<sup>いわみ</sup>が登録された際にも、「石見銀山遺跡とその文化的景観」という名称が採択されている。後にみる日本遺産制度と同じく、文化財をめぐる制度化とその展開には、グローバルな文化資源の位置づけが影響を与えている。

国の主導的管理から地域の参画を取り込んだ維持管理は、文化財の登録制度の拡充過程に表れている。文化財登録制度は、既存の指定文化財以外にも地域に残る文化資源を対象とする措置である。当初は、建築物が登録対象となり、有形文化全般、さらに無形文化へと暫時、その対象が拡大されていった。登録制度では、国は指導や助言、勧告を基本とし、対象文化の所有者や保存地域が主体的に保護

活動に参画することが期待されている。

最後の保護から活用へという転回は、一連の文化財制度と併存しつつも、一線を画した「日本遺産 (Japan Heritage)」制度においてより顕著にみることができる。2015 (平成 27) 年から始まった。「日本遺産」は、地域に継承される種々の文化財を切り結び、「地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリー」を認定する制度である。この制度は文化財に関わる物語を通じて、新たな価値づけを行い、積極的に地域振興に資することを目的としている。認定に際しては基礎自治体が都道府県やそれらの教育委員会等を経由して、文化庁に申請するたてつけとなっている。

その名称からも分かるように、日本遺産は、世界遺産制度の影響を強く受けている。登録された世界遺産は、いずれの場所でも地域振興や観光資源として期待されてきた。日本遺産は性格の異なる文化財を「物語」によって切り結ぶことで、個別には注目されにくい文化財を空間的な広がりをもつ観光資源とすることが目指されている。

#### 4. 文化財・文化遺産への眼差し

改めて問い直したい。なぜ世界遺産や無形遺産を含めた文化の資源化の問題を正面から取り上げるのか。そこにはおおよそ次の3つの理由がある。

最初の理由は、前節での文化財・文化遺産をめぐる制度的な布置の展開が示してくれる。文化遺産をめぐる制度は、地域の固有の文化を脱色してナショナルな文化へと変換し、国家の権威づけに利用するとともに、観光資源として安易な商品化を引き起こす危険性を有している。しかし、それらの制度の存在によって、初めて注目され、保



図1 輪島市上大沢の間垣集落

護や保全活動が本格化した民俗文化も数多くある。また、無形の民俗文化や文化的景観といった地域の生活環境にまで踏み込んだ文化財・遺産の領域は、人類学者や民俗学者が対象とした地域社会の「全体としての文化」の概念に近似してきたと捉えることもできる。

私が調査を行ってきた能登の事例で言えば、2015年に重要文化的景観に選定された輪島市の「大沢・上大沢の間垣集落景観」は、生活に根ざした環境が文化資源として捉えなおされた事例の一つである。間垣は、家や集落を海からの潮風から守るために竹などを組んで作った垣根のことである【図1】。商品価値はないが、集落の周りにふんだんに生えているニガタケ（メダケ）を、人々は潮風を防ぐために利用してきた。そのような日々の暮らしの知恵と工夫が、文化的景観として再評価され、その保存が目指されることになったわけである。

次の理由として、地域社会をより重層的に見つめ直し、そこで生きる人々の生活と地域の文化を捉えるために、文化財や遺産に視野を向ける必要があった。地域社会の近・現代化が進み、人々の価値観は、より広域な情報と接続しやすくなっている。人の往来もますます加速していき、地域外の人々が地域の文化を享受することも珍しいことではなくなっている。あえて空間的な均質化を促進する社会状況や価値づけを細かくみていくことで、地域の論理や個別の人々の生き方、価値観が新たに更新されていく現場を捉えることができると考えた。

このような事例としては、2001 (平成 13) 年に国の名勝に指定された輪島市の「白米千枚田」<sup>しらよね</sup>が

ある【図2】。こちらは、能登の狭小な土地を利用した水田耕作を象徴的に示す「観光地」である。棚田が注目されることで多くの観光客が訪れるようになったが、そこでの稲の生産量は、現代的な農業のコストパフォーマンスに見合うものではない。しかし、周辺に設置された道の駅や、冬期のライトアップなどにより、観光資源としての価値は大きく増した。また、棚田のオーナー制度を輪島市が募ることで、地域外からグリーンツーリズムを求める人々が地域の景観の維持に参加するようになっている。ちなみに間垣と千枚田は、ともに2011（平成23）年に世界農業遺産に認定された「能登の里海里山」の構成要素になっている。



図2 輪島市白米千枚田（2011年撮影）

無形文化遺産「来訪神：仮面、仮装の神々」の一つ、「能登のアマメハギ」は、登録制度が地域文化の継承に大きな影響を与えた事例である。アマメハギは、秋田県男鹿のナマハゲなどと類似の行事で、鬼や天狗の面を被った者が正月の夜に家々を訪れて子どもたちを脅かし、諭す行事である。けれども、伝承地の一つ、輪島市門前町五十洲地区では、過疎化・高齢化のために、行事そのものが10年近く休



図3 輪島市門前町五十洲のアマメハギ（2021年撮影）

止状態になっていた。遺産への登録に向けて衣装や仮面の新調が決まったことで、地元でも再会の機運が高まり、登録翌年の正月には、アマメハギが村落内を再び回ることになった【図3】。中・長期にわたりインテンシブな調査を続けると、地域の文化が地域外部の制度的布置やマスメディアに切り結ばれ、新たに資源化する契機に何度も遭遇することになる。

最後に先の2点を踏まえつつ、研究分野を拡張するための理論的視座を展開させるという目論みがある。そのためには先に述べた「全体としての文化」の「全体」を再考しなければならない。地域に固有な文化のみを価値づけし、固定化するのではなく、現代社会の広い文脈の中に文化資源を捉え直す必要がある。その意味では、現代における様々な商品を含めたやりとり、マスメディアによって展開されるコンテンツ、さらには地域で行われるアート活動など、現代の文化実践の諸相を踏まえることで、文化の「全体」性が改めて問い直されるはずである。グローバルな文化遺産制度もまた、ローカルな文化と現代的な文化実践が空間的、時間的広がりの中で複雑に展開する領域の一環と捉えていきたい。

# 文化遺産のストーリーと地域社会

## ～世界遺産・富士山と地域遺産・遠野を事例に～

山川 志典（国立民族学博物館・外来研究員）

### 1. ストーリーでつながる文化遺産

世界遺産や無形文化遺産など、現在の日本には、多種多様な文化遺産保護の仕組みがある。これらは文化を遺すための制度だが、近年重視されているのが文化遺産のストーリーである。例えば、世界遺産においては、いくつもの遺産がまとまってひとつの遺産として登録・認定される際、文化遺産同士をつなぎひとつにするストーリーが求められている。例を挙げると2013(平成25)年に世界遺産に登録された富士山の世界遺産としての正式名称は、「富士山―信仰の対象と芸術の源泉」であり、富士山を信仰や芸術のストーリーに位置付けた。また、無形文化遺産の「来訪神：仮面・仮装の神々」の場合、2009(平成21)年に登録された「<sup>こしきじま</sup>甕島のトシドン」を拡張するかたちで「<sup>おが</sup>男鹿のナマハゲ」など9件が2018(平成30)年に加わった。日本各地で類似する要素を持つ行事をひとつにする際に、「来訪神」というストーリーが用いられた。

加えて、日本国内では、文化遺産の活用を意識した事業である日本遺産もストーリーを重視している。日本遺産とは、「地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定するもの」<sup>1)</sup>であり、ストーリーに関連する文化財が構成文化財となっている。2015(平成27)年から認定が開始され、これまでに、「信長公のおもてなし」が息づく戦国城下町・岐阜（岐阜県岐阜市）や「桃太郎伝説」の生まれたまち <sup>そうじや</sup>おかやま～古代吉備の遺産が誘う鬼退治の物語～（岡山県岡山市、倉敷市、<sup>あかいわ</sup>総社市、赤磐市）など104件が認定されている。

ストーリーによって個々の文化遺産をつなげることや、パッケージ化することは、遺産同士の連携や、そこから新たな地域振興や観光形態の創出といった点がメリットとして考えられる。一方で、ひとつのストーリーとしてまとめられることについては、これまで個々の文化遺産が持っていた歴史的背景への理解、地域社会における文化遺産の扱いなどの変容<sup>2)</sup>も考えられる。

本稿では、具体的な事例として、世界遺産「富士山―信仰の対象と芸術の源泉」と、岩手県遠野市が独自に行なっている文化遺産認定制度である「遠野遺産認定制度」を扱い、文化遺産のストーリーと地域社会の関わりについての論点を提示する。

### 2. 世界遺産としての富士山のストーリー

世界遺産は、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（通称：世界遺産条約）に基づいている。世界遺産条約の前文には、「文化遺産及び自然遺産の中には、特別の重要性を有しており、したがって、人類全体のための世界の遺産の一部として保存する必要があるものがある」とあり、この「特別の重要性」は、同じく前文に書かれる「顕著な普遍的価値」（Outstanding Universal Value, OUV と略される）と同じ意味だとされている<sup>3)</sup>。そして「顕著で普遍的な価値」を有する世界遺産は、10の世界遺産の評価基準（クライテリア）のいずれかひとつ以上に該当する必要がある。

富士山は、「富士山―信仰の対象と芸術の源泉」として、2013(平成25)年に世界遺産（文化遺産）に登録された。この「信仰の対象と芸術の源泉」という名称は、世界遺産としての富士山が、江戸期の富士講に代表されるように、古くから信仰の対象であったということ、和歌（文学）や浮世絵のような絵画の題材となっており、国際的な影響をもたらしたことが、評価基準（クライテリア）を満たしていることから名づけられた。この「信仰」と「芸術」という価値は、世界（文化）遺産登録を目

指す過程で整えられていった。登録を目指す中では、「自然美」も議論されており<sup>4)</sup>、仮に「自然美」も含めて富士山が世界遺産になった場合、名称も違っていたであろう。

富士山の「顕著な普遍的価値」を示すのが、25件の構成資産である。【表1】。構成資産についても選定がなされ、その候補は、64件（2005（平成17）年）、42件（2006（平成18）年）と変化している。登録後、「信仰の対象と芸術の源泉」としての富士山は、山梨県・静岡県にそれぞれある世界遺産センターや、構成資産のビジターセンター等施設あるいは案内看板等で広報されている。また、山梨・静岡両県および富士山周辺自治体間での保存活用に関する協議などが引き続き進められている。加えて、富士山の信仰や芸術に関する調査研究も両県の自治体で続けられている。また、世界遺産登録との具体的な関連性を指摘することはできないが、信仰の対象としての富士山を意識した登山や観光が増えていることは事実である。

| 番号  | 名称                      | 国の文化財指定等                      | 所在自治体           |
|-----|-------------------------|-------------------------------|-----------------|
| 1   | 富士山山城                   | 特別名勝・史跡                       | 山梨県・静岡県         |
| 1-1 | 山頂の信仰遺跡群                | 特別名勝・史跡                       | 山梨県・静岡県         |
| 1-2 | 大宮・村山口登山道<br>(現富士宮口登山道) | 特別名勝・史跡                       | 静岡県富士宮市         |
| 1-3 | 須山口登山道<br>(現御殿場口登山道)    | 特別名勝・史跡                       | 静岡県御殿場市         |
| 1-4 | 須走口登山道                  | 特別名勝・史跡                       | 静岡県小山町          |
| 1-5 | 吉田口登山道                  | 特別名勝・史跡                       | 山梨県富士吉田市・富士河口湖町 |
| 1-6 | 北口本宮富士浅間神社              | 特別名勝・史跡・重要文化財<br>(本殿など)       | 山梨県富士吉田市        |
| 1-7 | 西湖                      | 名勝                            | 山梨県富士河口湖町       |
| 1-8 | 精進湖                     | 名勝                            | 山梨県富士河口湖町       |
| 1-9 | 本栖湖                     | 名勝                            | 山梨県身延町・富士河口湖町   |
| 2   | 富士山本宮浅間大社               | 史跡・重要文化財(本殿)・<br>特別天然記念物(湧玉池) | 静岡県富士宮市         |
| 3   | 山宮浅間神社                  | 史跡                            | 静岡県富士宮市         |
| 4   | 村山浅間神社                  | 史跡                            | 静岡県富士宮市         |
| 5   | 須山浅間神社                  | 史跡                            | 静岡県裾野市          |
| 6   | 富士浅間神社(須走浅間神社)          | 史跡                            | 静岡県小山町          |
| 7   | 河口浅間神社                  | 史跡                            | 山梨県富士河口湖町       |
| 8   | 富士御室浅間神社                | 史跡・重要文化財(本宮本殿)                | 山梨県富士河口湖町       |
| 9   | 御師住宅(旧外川家住宅)            | 重要文化財                         | 山梨県富士吉田市        |
| 10  | 御師住宅(小佐野家住宅)            | 重要文化財                         | 山梨県富士吉田市        |
| 11  | 山中湖                     | 名勝                            | 山梨県山中湖村         |
| 12  | 河口湖                     | 名勝                            | 山梨県富士河口湖町       |
| 13  | 忍野八海(出口池)               | 天然記念物                         | 山梨県忍野村          |
| 14  | 忍野八海(お釜池)               | 天然記念物                         | 山梨県忍野村          |
| 15  | 忍野八海(底抜池)               | 天然記念物                         | 山梨県忍野村          |
| 16  | 忍野八海(銚子池)               | 天然記念物                         | 山梨県忍野村          |
| 17  | 忍野八海(湧池)                | 天然記念物                         | 山梨県忍野村          |
| 18  | 忍野八海(濁池)                | 天然記念物                         | 山梨県忍野村          |
| 19  | 忍野八海(鏡池)                | 天然記念物                         | 山梨県忍野村          |
| 20  | 忍野八海(菖蒲池)               | 天然記念物                         | 山梨県忍野村          |

表1 「富士山―信仰の対象と芸術の源泉」構成資産

### 3. 住民目線でのストーリー：遠野遺産認定制度

世界遺産は国際的な観点からの遺産保護の仕組みである。一方、日本国内では、国や各自治体が文化財保護制度を運用し、指定等の措置を講じて文化財保護にあたってきた。各市町村においても、文化財保護条例等に基づいて文化財が保護されている状況にある。一方で、2000年代半ばから、文化財保護条例以外で自治体内の文化や自然を遺産として保護する動きがみられる。その代表的な存在が、岩手県遠野市の遠野遺産認定制度である。

遠野遺産認定制度は、遠野市が「遠野を特徴付ける“遠野らしいもの”」<sup>5)</sup>を遠野遺産として認定し、住民による保護活動を支援する仕組みになっている。2007（平成19）年に第1回の認定が始まり、2022（令和4）年10月までに17回の認定がおこなわれ、計169件が遠野遺産に認定されている。遠野遺産認定制度の特徴は、遠野遺産の推薦・認定に地域住民が関わる仕組みになっている点である。遠野遺産の認定対象は、「遠野を特徴付ける“遠野らしいもの”で、市民が認める次世代に残していきたい全てのもの（建造物・史跡・名所・芸能・風習・食文化・自然・風景など）」<sup>6)</sup>であり、有形文化遺産、無形文化遺産、自然遺産、複合遺産に分類されている【図1】。遠野遺産の推薦は、遠野市内の自治会や地域づくり連絡協議会、あるいは保存会などからなされ、認定の審議も市民の代表者が多くを占める遠野遺産認定委員会によってなされている。

山川、伊藤の研究<sup>7)</sup>によると、住民団体の推薦理由は、「古くから地域の防火の神様として大切に

祀られてきた」「祭りを自治会主催で実施し、神社に親しんできた」といった住民が対象に持つ郷土性や親近性が多い傾向にあった。また、遠野市が発行している『遠野遺産公式ガイドブック』の遠野遺産の紹介文も、由来だけではなく、「住民に大切にされている」など、住民との関わりを記載しているものが多い。文化財の場合、その指定等においては、歴史学や民俗学等の専門家によって調査や指定等の決定がなされている。これに対し、遠野遺産認定制度は、その制度の目的や仕組みに住民の関与を意識している。そして、遠野遺産の推薦理由は、住民（市民）目線になっている。このような特徴から、遠野遺産認定制度は、住民が持つストーリーをふまえた遺産登録・保護がなされていることがうかがえる。

|                                                                                                                     |                                                                                                                          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>有形文化遺産：83 件</p>  <p>卯子酉神社</p>  | <p>無形文化遺産：33 件</p>  <p>飯豊神楽</p>       |
| <p>自然遺産：14 件</p>  <p>長松寺のしだれ栗</p> | <p>複合遺産：39 件</p>  <p>横田城跡及び彼岸桜と山桜</p> |

図1 遠野遺産の種別件数と代表例

#### 4. 論点の所在

改めて、「遺す」という行為と「地域社会」について考えてみたい。何か有形の物を遺したいと思い、遺そうとすることは、個人でも可能である。しかし、たとえ家族であっても、対象が共有物の場合、あるいは、共有の場所で遺す場合は、私以外の誰かの同意が必要になる。さらに、その物を維持するためのメンテナンスや、物を遺していく場所を確保するためには、労力や費用がかかり、ひとりで賄いきれない場合は、誰かに協力を求めることになる。「遺す」という行為は、共同性の高い行為であるといえる。

このように、ひとりの人が誰かと共に何かを遺そうとする時、「なぜそれを遺す必要があるのか」について、説明と、納得・同意が必要になる。文化遺産のストーリーは、そのような人が遺すことに納得・同意する際に、理由・根拠の説明として大きな役割を果たす。

世界遺産の場合、世界遺産の評価基準に照合し、世界中の人々が遺したいと考える理由の証明が求められる。そのためには、客観的な評価に担保されるストーリーが必要になってくる。この際、例えば、地域で守り伝えてきた神社が、富士山の信仰の歴史の一部として説明されることになる。また、これまであまり知られていなかった遺跡・場所（site）が、ストーリーに組み込まれることで、改めて文化遺産として認識されることになる。これら「持ち込まれるストーリー」は、多くの先行研究<sup>8)</sup>が指摘するとおり、地域内での理解とは異なる。それは、地域内で留まるストーリーでは、世界の人々が共感し納得できるストーリーにはならないためである。

遠野遺産の場合、遠野市という範囲が対象となり、遺すことの意味決定も遠野市民が行う。遠野遺産の持つストーリーが、主観的で、住民と遺産との関わりが強い傾向にあることは先述のとおりである。これらが遺産となるのは、遠野遺産が地域の人々（市域の人々）が共感し納得できるストーリーであるからといえる<sup>9)</sup>。

重要な点は、世界遺産にせよ、地域遺産（遠野遺産）にせよ、遺す方法（保護の手法）のひとつの選択肢であるということだ。世界遺産の構成資産とならなかった候補は、文化財保護制度等で保護さ

れているものも多く、市町村において世界遺産構成資産と共に紹介されることもある。遠野遺産においては、遠野市が文化財保護制度と共に遠野遺産認定制度を運用しており、その使い分けがなされている。

文化遺産を物語るストーリーの妥当性の検討や、いくつもの物語の可能性を探っていくことは重要である。加えて、そのストーリーが好まれる・選ばれる理由を、多様なアクターから成る地域社会の動きとしてとらえる視点も重要ではないだろうか。これについては、文化遺産の制度や文化遺産の持つストーリーを、行政や住民がどのように受け止めるのかや、日常生活と折り合いをつけていくのかに着目してきた民俗学の研究蓄積がある<sup>10)</sup>。また、行政についても、文化財保護や観光といった部局による立場・見解の違いや、国際社会や国、他自治体、住民組織等との関わりの中で動いているひとつの存在として見ることで、より地域社会の全体像が見えてくると考えられる<sup>11)</sup>。これらをふまえ、遺すという行為と共にあるストーリーの存在について、登壇者・参加者と共に考えていきたい。

#### 【参考・引用文献】

- 1) 文化庁『「日本遺産 (Japan Heritage)」パンフレット』p.2、文化庁、2023 年  
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/nihon\\_isan/pdf/93958901\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/nihon_isan/pdf/93958901_01.pdf) (2024 年 6 月 1 日最終確認)、p.18
- 2) 文化遺産のストーリーや価値付けと個人の語りに注目した研究は、近代化産業遺産に多い。例えば、川松あかり「なぜ文化を遺しておかなくてはならないのか——文化遺産と制度」岩本通弥ら(編)『民俗学の思考法〈いま・ここ〉の日常と文化を捉える』慶應義塾大学出版会、2023 年や、木村至聖『産業遺産の記憶と表象:「軍艦島」をめぐるポリティクス』京都大学学術出版会、2014 年がある。
- 3) 西村幸夫「世界遺産条約の成立と「世界遺産」の生成」西村幸夫、本中眞編『世界文化遺産の思想』東京大学出版会、2017 年
- 4) 自然遺産に向けた動きは、吉田正人、筑波大学世界遺産専攻吉田ゼミ『世界遺産を問い直す』山と溪谷社、2018 年に詳しい。
- 5) 遠野市地域整備部都市計画課『遠野市景観計画』p.30、遠野市、2008 年
- 6) 5) と同箇所
- 7) 山川志典、伊藤弘「住民団体と地域遺産制度への取り組みの関係ー岩手県遠野市遠野遺産認定制度を事例としてー」『都市計画論文集』52(3)、pp.1206-1211 2017 年
- 8) 例えば、才津祐美子『世界遺産「白川郷」を生きる リビングヘリテージと文化の資源化』新曜社、2020 年などがある。
- 9) 伊藤文彦は、文化遺産の価値とそれを見出す主体を整理し、地域住民が持つコンテクストをふまえた保存活用のあり方を論じている。伊藤文彦「文化財の価値の再整理」『遺跡学研究』20 号、pp.45-56、2023 年
- 10) 加藤幸治『文化遺産シェア時代ー価値を深掘る“ずらし”の視角』社会評論社、2018 年、菅豊「幻影化する無形文化遺産」飯田卓編『文化遺産と生きる』臨川書店、2017 年などがある。
- 11) 門田岳久は、佐渡島における文化運動について、人と人のネットワークにより起きたことや、運動が制度や政治と密接であったことを論じている。門田岳久『宮本常一〈抵抗〉の民俗学——地方からの叛逆』慶應義塾大学出版会、2023 年

# 「みんなの遺産」は可能か

## ——佐渡金銀山にみる「価値」の探究と運動史から

門田 岳久（立教大学）

### 1. はじめに

UNESCO 世界遺産に代表される文化遺産が制度として拡大することで、従来ローカルなものであった場所や建造物が国家や人類社会の共有物へと変化し、その所有や表象の権利を問い直す議論が盛んになっている。本報告では、新潟県佐渡島の佐渡金銀山をめぐる文化財保護活動や世界遺産登録運動を事例に、金銀山の価値を決めるのは誰か、人々が受け入れることのできる価値は存在するのかということを考えたい。それを通じて、文化遺産の公共性を探究することの意義と難しさを理解し、そうした困難な状況下において民俗学の役割や見方がどこにあるのかを検討する。

### 2. 文化遺産の公共性

近年の文化遺産研究では、遺産制度を介して文化を公共財として捉えた場合の様々なマイナス面——オーバーユースや「コモンズの悲劇」等——をいかに回避するのか検討し、そのために市民参加型の管理方法や自己決定的な文化遺産の方途が模索されてきた。ここでいう「公共財」とは、自然遺産、文化遺産にかかわらず「社会に役立ちコミュニティに資する資源」（ミズコ 2013:10）である。ミズコは、遺産の関係主体は経済的利益や遺産の所有権をめぐる対立関係になることもあるとした上で、だからこそ、観光客を含んだ複数の主体を想定した上で遺産を媒介に協働することの重要性を訴える。

文化遺産やミュージアムに関する民俗学や文化人類学の研究においても、文化遺産の「共有」や「市民参加」がキーワードになり、トップダウンで行われてきた従来の文化財制度や博物館運営にまつわる、権威的な意思決定プロセスを問い直す動きが盛んになっている。加藤幸治は文化財、世界遺産、農業遺産、デジタルアーカイブなど様々な文化遺産制度について論じる中で、いずれのタイプにおいてもこうした視点が不可欠だとし、「地域のさまざまな市民団体や活動主体との協働、行政諸機関の連携」（加藤 2018:97）を図ることや、「地域の文化や自然に対する価値の共有」（加藤 2018:137）を進めることが重要だと述べる。価値を内包した存在として文化遺産を前提視するのではなく、様々な立場の人々が文化遺産の保存や活用に参加することで、その価値を協働で形成していくということである。

こうした市民参加型の文化遺産の公共性に関する議論は、文化にまつわる権力性を捉え直し、グラスルーツで文化の資源化を組み直していく社会運動的な側面を持っている。特定の誰かが特権的に決めるのではなく、誰もが「文化」の資源化プロセスに参加することを目指す民主主義的な文化遺産を、そのハードルの低さを表すため、ここでは仮に「みんなの遺産」と呼んでおきたい。おそらく現代の文化遺産制度・文化遺産研究が目指しているものは、融和的で、人々の総意を集合した文化遺産であろう。

しかし「みんな」がそもそも多様な人々の集合性であるように、文化遺産もまた多様な歴史や価値観を内包するものである。文化遺産を「みんなのもの」にしていくにはその多様性を維持することが不可欠であるが、特定の評価軸に沿って多様性を縮減したりある部分のみを強調した広報を行ったりする現代の文化遺産の実情と、このような多様性とはしばしば対立することになる。加藤が述べるよ

うに、時にその対立は「政治的・外交的な駆け引きの舞台」になり、「歴史や文化の価値とその多様性の保持を達成しようとすることは、とても困難な試み」になる（加藤 2018:47）。文化遺産をめぐる立場の複数性は、ミクロにみれば利益配分に関わる問題が少なくないが、マクロに見れば遺産の価値をめぐる争いでもある。つまり、遺産が代弁する価値に全ての関係主体がコミットできるか否かという問題であり、そのことが文化遺産という公共財の成否に関わってくる。

文化遺産の「価値」をめぐる対立軸は、近代化遺産に関わる案件で顕在化しやすい。記憶に新しいのは「明治日本の産業革命遺産」に関し、朝鮮半島からの徴用工問題と切り離すことのできない端島（軍艦島）等が世界遺産に登録された件であり、韓国政府から反対の声が上がったり、日本側の反論が行われたりした（木村 2017）。同様のケースとして現在進行形の議論となっているのが、新たな世界遺産として日本政府が推薦をしている「佐渡島の金山」である。佐渡金銀山の構成資産は近世のものに限定され、巨大な選鉱場や港湾設備など、明治以降に作られた産業遺産は含まれていないが、朝鮮人徴用工の扱いや文化遺産の表象そのものに関して国際的論争が起こっており、登録過程にも影響を及ぼしている。本報告ではそれらの議論を系譜的に辿ることで、佐渡の金銀山の「価値」をめぐる複数主体の布置を読み解いていく。

### 3. 佐渡金銀山とその文化遺産化

佐渡金銀山は佐渡島（新潟県）に点在する鉱山の総称である。最も古いのは『今昔物語集』にも登場する西三川<sup>にしみかわ</sup>砂金山で、16世紀末に上杉氏が開発したことで本格的な金採取が始まり、1872年に閉山するまで栄えた。また同じく上杉氏によって開発された鶴子<sup>つるし</sup>銀山は、石見銀山の技術が導入されて坑道掘りが行われ、1946年まで採掘が行われた。そして現在「佐渡金山」と述べたときに最も中心的なイメージを形成するのが相川金銀山である。相川は鶴子銀山の山師が発見した国内最大の金山であり、1989年に閉山するまで採取された金銀は幕府の財政を支え、日本の鉱山近代化を象徴する遺産を今に残すことになった。

これらの金銀の産出によって佐渡は全体が幕府領（天領）となり、1603年以来、相川に佐渡奉行所が置かれた。大久保長安を筆頭に103名の奉行が派遣され、相川では小判製造も行われたことから、「相川の隣は江戸」と呼ばれて繁栄した。こうして律令制における「遠流」の地であった日本海の離島は、金銀山の繁栄とともに一気に中央と直結する都市になったのである。

1869年に明治新政府は官営佐渡鉱山とし、エラスムス・ガワーやアレキシス・ジェニンをはじめとした西洋人技術者を招聘して近代化を図った（内藤 2013）。宮内省管轄を経て1896年に佐渡金銀山は三菱合資会社に払い下げられ、民営となる。日中戦争以降は国策に沿って増産体制が取られ、近世期の鉱石の残滓を更に砕いて金を取り出すなど、技術革新によって多くの金生産を行った。しかし資源の枯渇により採算が取れなくなったため、1952年の大縮小を経て、1989年に完全閉山し、その後は三菱資本のテーマパークや自治体による文化施設へと転換した（相川町史編纂委員会編 1995）。

佐渡の島内人口は1950年の12万人あまりを最盛期として、2024年時点では5万人を割るまでになっているが、既に1952年の縮小時点で金銀山の直接雇用者は約500名（縮小後は50名弱）であり（佐渡市世界遺産推進課編 2014:21）、関連産業を含めたとしても決して金銀山だけで島内経済が成り立っていたわけではない。しかし佐渡に「中央」との関係性や様々な遺産を残した金銀山は島の人々にとって重要な存在であることには変わりなく、閉山からそれほど時間を置かずして文化遺産としての保存・活用への動きが始まった。

主な動きとしては、1997年に市民団体「世界文化遺産を考える会」（のちに「佐渡を世界遺産にする会」に改称）や島内町村の連携による「佐渡金銀山遺跡調査検討準備会」の設立があった。2004

年の市町村合併によって佐渡市が誕生して以降、市役所に「世界遺産・文化振興課」「総務部世界遺産推進課」が設立され、2006年、新潟県・佐渡市が正式に国内推薦に向けて調査を始めた結果、2010年に「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」として文化庁の世界遺産暫定リスト記載を果たした(山口 2018)。2015年以降 UNESCO に提出する推薦書の原案提出と推薦対象からの落選を繰り返しつつ、ようやく 2022 年、「佐渡島の金山」と名称を改めた上で文化庁から外務省を通じて UNESCO に推薦がなされるに至った。だが推薦後は ICOMOS の調査が行われつつも、後述の通りその過程は平坦ではなく、2024 年 5 月時点でも登録は未定のままとまっている。

#### 4. 文化をめぐる運動

佐渡は歴史上、「中央」と直結することで様々な制度、文化、利益を獲得してきた。そのもととなる資源は島内起源のものであるとはいえ、内在的な資源に外在的な制度・人材をうまく接合することが島の生活基盤や経済基盤の原動力になってきた。それは近世の金銀山経営から戦後の離島振興、文化政策でも共通したスキームであり、島内には文化資源を活かした文化遺産が多数存在する。

中でも注目すべきは佐渡南部での文化政策の展開である(門田 2023)。南部のいくつかの地域では、1960～70 年代に民俗学者・宮本常一と彼の支援を受けた地域住民や学生による民具収集、博物館設立、町並み保存、農業生産などの運動が行われ、その結果の一つとして 1993 年には宿根木集落が重要伝統的建造物群保存地区に選定され、現在では住民組織によって街作りや地域観光が自走状態として執り行われている。同集落を含む旧小木町は、宮本の支援もあって自治体を挙げて文化政策を推し進め、町内には複数の文化施設が建設された。離島振興法の後押しもあって行われた 1970 年代以降の文化政策に関しては、ハコ物頼みという批判があるにせよ、文化運動とも言う市民参加や合意形成を経験したことは確かである。旧小木町では近年でも重伝建選定に向けた市民活動が見られ、また島内では他にもトキの生態環境形成の取り組みが研究者と地元住民の協働で行われるなど、文化や地域をめぐる市民参加の回路が顕著に存在する(豊田 2017)。これらは公共財としての文化遺産の取り組みとして、先駆性を持っていると述べて良いだろう。

佐渡金銀山に関しては前述の通り 1990 年代末から個人や任意団体の活動が始まり、徐々に市・県の自治体レベルでの取り組みへと展開していったが、その「熱量」に関して言えば決して当初から高いものではなかった。とりわけ 2004 年の自治体合併前後の時代においては旧自治体ごとの壁があり、世界遺産登録運動はあくまで金銀山の位置する「相川の動き」とみる向きが強く、相川ですら一部の人々の取り組みと見なす風潮が長く続いていた。こうした地域間、個人間の温度差は、2010 年の国内暫定リスト入り、2022 年の UNESCO 推薦に至ってようやく縮小し、全島的な関心事になったと言える。

しかし佐渡金銀山の世界遺産登録が全島的、かつ全国的な関心事になったのは、皮肉なことにその文化遺産としての価値が人々を統合した結果というよりも、「価値」を巡って世論が分断し、賛否をめぐる大勢の人が語るようになった結果であるといえる。2010 年の暫定リスト入り後、UNESCO への推薦から落選し続ける中で県と市は佐渡金銀山のポイントを徐々に変更してきたが、最も大きな変更は明治以降の近代化遺産を除外し、近世までの遺産に限定した上で、島内の手工業によって金が生産されてきたことを中心に推すという戦略を取ったことである。しかしながら現代の佐渡金銀山といえば多くの人が「北沢浮遊選鉱場」【図 1】を中心とする近代以降の産業遺産をまずもってイメージするように、戦略上のテクニカルな価値表現と、実際に人々が金銀山に対してまなざす価値認識との間には大きなズレが生じることになる。

金銀山の「価値」が何であるかをめぐって最も論争的な事象となったのが、1939 年以来金銀山の

現場で労働に従事した朝鮮人徴用工をめぐる一連の史実である。詳細は発表時に提示するが、「募集、斡旋、徴収」などの名目で終戦時までに約 1200 名の朝鮮半島出身者が労働者として連行されたことについては、複数の歴史学的研究が示すとおりである（相川町史編集委員会編 1995、竹内 2022）。2022 年の UNESCO 推薦前後に、韓国政府は歴史問題を抱える「佐渡島の金山」の推薦・登録に反対する声明を出し、後に中国や北朝鮮なども同様の見解を示したが、



図1 北沢浮遊選鉱場（佐渡市 相川北沢町）

これに対して日本政府は即座に反論し、一部の議員は大規模なメディアキャンペーンを行った。日韓の融和策を模索する米国政府も加わって、金銀山の推薦・登録は一挙に政治的・外交的な問題へと発展した。

この過程では韓国のメディアや政治家が複数回佐渡に訪れたり、日本国内の政治家やメディアも推薦・登録に賛成と反対の立場に分かれ、それらの立場から多数来島があったりした。その都度賛成派は世界遺産登録運動に携わってきた島内の民間団体や個人に面会したり、逆に反対派は、朝鮮人徴用工問題に取り組んできた島内の人々に面会したりした。その状況は米国メディアでも取りあげられるなど、国内外の政治的駆け引きやメディア論争の影響を受け、従来それほど強い関心を持っていなかった島内の人々にもまた、賛否という二分法的な分け方が入ってきたのである。

もう一つの論争ポイントは直近の出来事で、2024 年夏の世界遺産登録を見込んで改装が進められてきた博物館において、町内にかつて存在した遊郭<sup>ゆうかく</sup>関連の展示が撤去されたことである。そこには世界遺産を見に来た人々の視線を意識し、地域の「負の側面」を脱色していこうとする願望が透けて見える。この「文化のジェントリフィケーション」と言うべき動きは、同時に、遊郭を含めた鉱山史、地域史を長年調査・研究して博物館展示へと結びつけてきた、佐渡の重厚な郷土研究の蓄積を不可視化する動きであるとも言える。こうした点については訪問者からも即座に批判的な見解が示され、オンライン空間での議論となっている（渡辺 2024）。金銀山には他にも近世の「徴用工」とも言える無宿人の供養など、決して誇らしいばかりではない歴史が付随する。その歴史の表象は世界遺産の価値をめぐる議論では等閑視されてきたとも言って良いだろう。

## 5. おわりに

世界遺産は文化遺産の世界において事実上の“頂点”と見なされており、佐渡金銀山はそれを目指す道のりのなかで、常にその価値が何であるのかを探究し続けてきた。上記から分かるのはまず、UNESCO や ICOMOS、また文化庁の基準に沿って自らの「価値」をよりシンプルに言語化してきたということで、近世期の手工業による金採掘、というのがその根幹に据えられることになった。他方で、博物館や様々な文化施設での金銀山の表象は、登録後の観光振興への展望を踏まえたものになっていき、徴用されてきた労働者や遊郭などの存在が徐々に周辺化され、「負の側面」なき正史が形作られようとしている。このように周辺に割り当てられていく存在に目を向け、歴史記述や民族誌記述を通じてその主体性を回復していくのは民俗学の重要な役割であろう（島村 2023）。

次に、人類にとっての価値の探究が UNESCO 世界遺産の理念であるとすれば、その普遍的価値の

探究が、このような価値認識の多元化、政治的な対立、世論の分断を招いたことは重要な課題であると言わねばならない。その課題を踏まえると「みんなの遺産」はどのように達成可能か、解決策を安直に提示することは難しい。しかし公共財としての文化遺産は、近年の研究でしばしば理想化される「対話」や「協働」といった相互行為だけでは容易に達成できるわけではない。その困難さのリアリティについてフィールドワークを通じて経験することこそが、文化遺産・文化資源について論じる民俗学のスタート地点であることを示して報告を終えたい。

#### 【参考・引用文献】

- 相川町史編纂委員会編 1995『佐渡相川の歴史 通史編 近・現代』新潟県佐渡郡相川町。
- 竹内康人 2022『佐渡鉱山と朝鮮人労働』岩波書店。
- 門田岳久 2023『宮本常一〈抵抗〉の民俗学——地方からの叛逆』慶應義塾大学出版会。
- 加藤幸治 2018『文化遺産シェア時代——価値を深掘る“ずらし”の視角』社会評論社。
- 木村至聖 2017「地域の歴史の“闇”をまなざすのは誰か」『立命館大学人文科学研究紀要』（111）：37-59。
- 佐渡市世界遺産推進課編 2014『佐渡金銀山——相川金銀山跡分布調査報告書』
- 豊田光世 2017「人口減少の問題から考えるトキとの共生をめぐる合意形成の設計」『野生生物と社会』5(1)：29-40。
- 島村恭則 2023「おわりに——民俗学の挑戦」辻本侑生・島村恭則編『クィアの民俗学』実生社、pp.139-144。
- 内藤隆夫 2013「明治期佐渡鉱山の製錬部門における技術導入」『経済学研究』62(3)：95-106。
- ミズコ、ウーゴ 2013「公共財としての遺産——歴史的建造物の公共性について」『パブリックな存在としての遺跡・遺産——平成24年度 遺跡等マネジメント研究集会報告書』奈良文化財研究所、pp.10-15。
- 山口沙織 2018「世界遺産にみる価値の生成——佐渡金銀山における「歴史的」価値の語りから」東京学芸大学教育学部教育支援課程多文化共生教育コース卒業論文。
- 渡辺豪 2024「相川郷土資料館が大切にする「伝える」と「宝物」とは何だったのか？ リニューアル後に見学してきた。」note (<https://note.com/youkaku/n/nef6920c8cf55>, 2024年6月8日閲覧)



# 八戸三社大祭の“再”祭礼化

## ～無形文化遺産を契機とした担い手の意識変化～

柏井 容子（八戸市教育委員会社会教育課文化財グループ 主査兼学芸員）

### 1. 制度としての無形文化遺産

平成 28（2016）年 12 月 1 日午前 2 時 2 分、エチオピアで開催中のユネスコ無形文化遺産第 11 回政府間委員会において、日本が提案した「山・鉾・屋台行事（Yama,Hoko,Yatai,float festivals in Japan）」が、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」へ記載されることが決議され、日本の重要無形民俗文化財である 33 の「山・鉾・屋台行事」がユネスコ無形文化遺産となった。33 行事の中には「八戸三社大祭の山車行事」（青森県八戸市）も含まれている。

ユネスコ（国連教育科学文化機関）における「無形文化遺産」は、伝統的な音楽、舞踊、演劇、工芸技術といった無形の文化が、その国の歴史や文化、生活風習と密接に結びついた重要な文化遺産を指す概念である。1980 年代から世界的なグローバリゼーションの進展や社会の変容に伴い、伝統文化といった無形の文化遺産が世界各地で衰退や消滅の危機にさらされるようになった。そこでユネスコは記録作成や認知度向上を世界各国へ働きかけたが、特にヨーロッパなどの欧米諸国では「無形文化遺産」という概念がなく、これまであまり関心が払われてこなかったため、有効な手立てを講じることができなかった。

一方、日本では「文化財保護法」（昭和 25 年）により早くから有形・無形の様々な文化財が保護されてきた。このような無形文化遺産をも保護する制度を持つ国は少なく、当時においては、日本の取り組みは他国に先駆けたものといえる。国内での豊富な知見を持つ日本が指導的役割を果たし、平成 15（2003）年の第 32 回ユネスコ総会において、「無形文化遺産の保護に関する条約（Convention for the SafeGuarding of the Intangible Cultural Heritage）」が採択され、無形文化遺産の国際的保護を推進する枠組みが整った。日本は平成 16（2004）年に条約締結し、その後、平成 18（2006）年 4 月 20 日に発効した。

無形文化遺産条約の履行については、180 の全締約国からなる締約国会議の下に締約国の中から選挙で選出された 24 か国で構成される政府間委員会が設置されている。この政府間委員会において、条約履行のための運用指示書の作成、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」等の作成を行っている。日本は条約が発効した 2006 年～2008 年、2010 年～2014 年、2018 年～2020 年と 3 回も委員国に選出されたほか、審査にも積極的に関わっている。各締約国の提案内容については、世界各地域から選出される専門家 6 名と NGO 6 団体により構成された機関である「評価機関（Evaluation Body）」が、締約国から提出された提案書を約 1 年半かけて審査し、その評価結果は政府間委員会開催 4 週間前までに「勧告」として出される仕組みとなっている。

現在、日本のユネスコ無形文化遺産は 23 件あり、2013 年登録の「和食」以外は国指定・選定の文化財である。これは、代表一覧表への記載申請条件が定められている無形文化遺産条約運用指示書に、「申請案件を保護し促進する事ができる保護措置が図られていること」とあり、日本では「保護措置が図られていること＝文化財保護法により国として保護している」いることから、国指定文化財が申請案件となるためである。このように、無形文化遺産は各国において法等によって守られていることが前提となっている。

## 2. 山・鉾・屋台行事としての「八戸三社大祭」

八戸市は太平洋に面した青森県南東部に位置する人口 21 万人（令和 5 年時点）の中核市である。岩手県とも接しており、近世には青森県南東部及び岩手県北部が八戸藩領だった。藩政時代は、周辺地域から産出される鉄や大豆、八戸近海で獲れるイワシを加工した干鰯やほしかべ粕等を江戸へ輸出し、八戸藩の経済を支えていた。こうした藩の商取引を引き受けていた城下の有力商人たちが、城下における祭礼をも支えていたのである。近代に入ると、臨海部には大規模な工業港、漁港、商業港が整備され、その背後には工業地帯が形成されるなど、水産都市でありながら工業都市としても発展し、青森県南地方及び岩手県北地方における経済・文化の中心都市として成長してきた。

「八戸三社大祭」は、おがみ龍神社・ちやうじやさんしんら長者山新羅神社・神明宮の合同例祭にあわせ、8 月 1 日から 3 日を中心に行われる祭礼行事である。三神社の神幸行列に従い、27 台の華やかな風流山車と多彩な民俗芸能が市内を巡行する。平成 16 年 2 月に重要無形民俗文化財に指定

され、先述のように平成 28（2016）年 12 月には全国 33 件の重要無形民俗文化財「山・鉾・屋台行事」の一つとしてユネスコ無形文化遺産に登録されている。この祭礼は当初から三神社の合同例祭だったわけではなく、もとは法霊社（現在の龍神社）の宮祭りであったものが、享保 6（1721）年に三社堂（現在の長者山）への神輿巡行を始めたものである。

なお、享保 6 年から神輿渡御が始まったことを裏付ける資料として、「享保六年紀年銘鉾先」（八戸市指定文化財／龍神社所蔵）【図 1】が残されており、奉納者として八戸藩吟味役や勘定頭、町奉行などの八戸藩上級武士 17 名の名前が記されている。神輿は藩士やその家臣、町人たちに資金を負担させて建造した。

祭りが始まった当初は、神輿の前後にかさほこ幡や笠鉾、山伏、獅子権現が加わった行列構成だったが、年々出し物が増加し、延享 4（1747）年の行列帳から町人による「出し」の記述がみられるようになる（『法霊御神事行列』延享 4 年 7 月 19 日）。ここでは「出し 笠鉾」とあり、一人ないしは二人で担ぐものだった。現代の山車にもつながる「人形出し」が出てくるのは宝暦 11（1761）年の行列帳からで、このときは「人形だし」と書かれており、その内容を見てみると人形を屋台に載せた「人形出し」で、人形は城下の有力商人が上方から取り寄せていた【図 2】。明治 10 年代頃までは毎回同じ人形を屋台に載せた人形山車だったが、次第に各町内で毎回趣向を凝らして作り変える風流山車へと変化していった。

風流山車は、その特質上、長い年月の中で変化していくものである。社会構造の変化、科学技術の進歩、経済状況など様々な要因があるが、山車制作技術は町内（山車組）



図 1 享保 6 年記年銘鉾先（八戸市指定文化財／龍神社所蔵）



図 2 山車人形武田信玄（八戸市指定文化財／龍神社所蔵／八戸市教育委員会社会教育課撮影）

同士で競い合うものへとになっていき、それとともに山車が巨大化していった。現在は複雑な背景と多数の人形によって歌舞伎の一場面や昔話、八戸の歴史等をあらわし、動力仕掛けで人形や背景を昇降展開させ、躍動感や場面展開を強調させるものが主流で、幅8m高さ10mほどの山車もある。こうした独自色の強い八戸の山車は「八戸型風流山車」と言われ、八戸周辺地域の山車祭りに大きな影響を与えている【図3】。



図3 山車（内丸親睦会／令和5年／八戸市教育委員会社会教育課撮影）

### 3. 文化財化／無形文化遺産化と行政

八戸三社大祭の文化財化に向けて、行政では以下に取り組んだ。

- (1) 八戸三社大祭にかかわる民俗文化財調査（平成11年～平成13年）

調査内容は『八戸三社大祭文化財調査報告書』として平成14年3月に刊行

- (2) 八戸三社大祭山車祭り行事保存会の設立（平成14年7月）

- (3) 江戸時代後期の山車人形及び屋台等の文化財指定（平成15年7月）

- (4) 旧山車屋台の復元、曳き出し（平成14年～15年の2か年事業）

このうち(2)の保存会は、既に団体として存在していた「はちのへ山車振興会」（27山車組の親睦団体）の枠組みを参考に作ったものである。こうした行政主導の取り組みにより、風流山車の変遷過程を示し、青森県南東部と岩手県北部に八戸を中心とした山車祭礼文化圏を形成する等、日本の山車祭りの変遷過程や地域的特色を示す事例であるとして重要無形民俗文化財に指定された。

### 4. 文化遺産化による意識変化

ユネスコ無形文化遺産化により、八戸三社大祭の在り方を見直す動きが出始め、「祭りをいかに継承していくか」という議論が生まれ、現在も続いている。これまで観光振興に配慮した形で運営されてきた八戸三社大祭が、外部からの更なるまなざしによって祭り自体の歴史に関心が集まり、本来あるべき姿である「神社祭礼が根本」という考えに立ち返り始めた。例えば、以前よりたびたび議論されてきた祭り開催日程は、これまでに3度の変更がなされ、昭和57年から現在の日程（8月1日～3日）となった。この変更は観光振興の目的、祭りに参加する児童生徒の夏季休業への配慮という部分があった。祭りの担い手として子どもが占める割合が増えてきたことにより日程が変更されてきたが、近年は夏の異常な暑さも関係し、以前の日程に戻せないかという声も上がり始めた。行列に参加する山車組や民俗芸能の子どもたちの体調への配慮が一番だが、その際の言説として八戸三社大祭の歴史が語られるようになり、本来の祭りの在り方への関心が高まっている。

しかし、この場合の「本来の祭りの在り方」は、祭りの担い手（伝承者のみならず広く関係者をも含む）らの記憶により、多少のズレがある。先述した日程変更の議論の場合は、「前の日程に戻す」というときの日程は8月21日からの3日間であり、これは昭和35（1960）年から昭和56（1981）年

までの日程を指している。現在、祭りに携わる概ね70歳くらいまでの人たちの記憶の中の「かつての祭り」は、お盆を過ぎた8月21日からの三社大祭なのである。一方、70歳以上の人たちの中には、自分が子どもの頃の祭りは秋祭りであったとして、9月1日からの3日間の日程を思い返す方もいる。実は法霊社祭礼としての観点から言えば後者の日程（9月1日）が正しいのだが、本来の祭りの在り方を考える上で、どの時点に照準を合わせるのかといった議論にはなっていない。



図4 東北山・鉾・屋台協議会（平成30年／八戸市教育委員会社会教育課撮影）

## 5. 生まれたヨコのつながり

現在、八戸三社大祭山車祭り行事保存会及び行政担当者は年1回開催される全国山・鉾・屋台保存連合会総会に積極的に参加している。これは、ユネスコ登録を契機に全国の祭り関係者との交流を活性化したいとの保存会長の思いによるところが大きい。登録によって祭礼の担い手同士の横のつながりが促進され、また、それまで横のつながりがほとんどなかった行政担当者が自治体を越えて情報共有や課題解決に向けた連携体制をとれるようになったことは、ユネスコ無形文化遺産化の一つの成果と言える。

さらに、平成30（2018）年には東北5行事（<sup>かくのだて</sup>角館祭りのやま行事、<sup>つちぎましんめいしやさい</sup>土崎神明社祭の曳山行事、花輪祭の屋台行事、新庄まつりの山車行事、八戸三社大祭の山車行事）の相互交流を通して親睦を深め、行事の保存と継承を図り、文化財の保護と活用、地域文化の向上に寄与することを目的とした「東北山・鉾・屋台協議会」も発足し、持ち回りで総会を開催して交流を深めている【図4】。地域の文化財がグローバルなものへと取り立てられたことにより、個別の文化財やコミュニティが地域を越えた一つのコミュニティとして横の広がりを見せるようになった。

祭礼を継承する新たな方法として地域を越えたヨコの枠組みが確立された一方で、継承方法に関する個別の課題は相変わらず山積している。本フォーラムでの議論を通して、誰にとつての祭りなのかを問い直したい。

### 【参考文献】

- 三浦忠司 『八戸三社大祭の歴史－江戸時代の八戸城下祭礼の伝統』 八戸歴史研究会、2006年  
工藤竹久 『概説 八戸三社大祭』 八戸市、2016  
小林力・小保内裕之 「八戸三社大祭の山車行事について」『月刊文化財』4月号、pp21-23、文化庁、2017  
植木行宣 監修『山・鉾・屋台の祭り研究事典』 思文閣出版、2021  
石垣 悟 『まつりは守れるか』 八千代出版、2022

# 無形文化遺産の保護とコミュニティ 概念再考

佐々木 重洋（名古屋大学大学院人文学研究科・教授）

## 1. ユネスコ無形文化遺産とコミュニティ

ユネスコは、無形文化遺産の登録と保護にあたって、当該遺産に関係するコミュニティの関与を義務づけている。2003年10月17日に採択された「無形文化遺産の保護に関する条約の条文」では、第15条に「コミュニティ、グループ、個人の参加」を明記し、「無形文化遺産の保護活動の枠組みにおいては、各国はそれらの遺産を生み出し、維持し、伝承しているコミュニティ、グループ、そして場合によっては個人の可能な限り広範な参加を確保し、これらの者をその管理に積極的に関与させるように努めるものとする」と定めている。

ユネスコのいうコミュニティの定義は必ずしも明確ではないが、特定の地域等に限定されず、より開かれた集団、さらにはそこへ他のグループやNGO等も加わった連合体を念頭に置いているようである。無形文化遺産の伝承形態はそれぞれの文化遺産の特性によって多様であるため、事例に応じた多様な解釈と運用を可能とするように配慮されているのかもしれない。

しかし、時に数百年という歴史的時間の中で特定の地域に共住しつつ政治、経済、社会上の共同性を持ち、精神的にも一定程度の共属感情を有する人びとの集まりとしての、マッキーヴァー [Maciver 1917] のいうコミュニティ的性格が強い集団が伝承主体となってきた文化遺産の場合、その主体は特定の地域に根差した地縁集団の側面も色濃く残している場合が少なくない。とくに日本各地の村落単位で、あるいは都市部でも中心となる街区で伝承されてきたような事例におけるコミュニティには、より日本的な「むら」社会 [福田 1982, 鳥越 2013 など] や、場合によっては「自然村」 [鈴木 1940] に近い性格を持つものもある。

日本の重要無形民俗文化財、とくに祭礼の多くはこちらに該当する。近年、その一部でもユネスコの無形文化遺産登録を目指す動きがみられるようになった。ただし、その登録の単位は基本的に都道府県であり、2014年以降は拡張記載が主流化し、ひとつの項目に日本各地のかなり幅広い事例が包括されたかたちで登録されるようになってきている。目的を共有する開放系の集まり、いわばよりアソシエーション化した維持・伝承集団による登録申請が求められているわけであるが、これは上記のようなタイプのコミュニティにはなじみにくいところがある。

## 2. 村落単位で伝承されてきた小規模な祭礼の事例—愛知県奥三河の花祭—

愛知県奥三河の花祭は、1976年に国指定の重要無形民俗文化財にいち早く指定されている。文化財登録にあたっては、自治体、国ともに、個人ではなく団体がその母体になっている必要があり、そのために花祭を伝承する全地区の窓口となる北設楽花祭保存会が組織され、現在に至るまで東栄町長がその代表を務めている [佐々木 2018]。ただし、重要無形民俗文化財に登録された後も、北設楽花祭保存会長が各地区の花祭の運営に口出しすることはない。花祭は地区ごとの「むらまつり」的性格が強く、各地区の独立性と主体性が最大限尊重されてきた。

この花祭をユネスコの無形文化遺産に登録しようという動きは、これまでも幾度かみられた。例えば、2008年に「花祭フェスティバル in 名古屋～世界無形文化遺産登録を願って～」と銘打ったシンポジウムが開催されたが、その際に津具（設楽町）、下黒川（豊根村）、古戸および布川（東栄町）

の各保存会長も加わって車座トーク形式でおこなわれた座談会では、世界無形文化遺産登録の話題よりも、各地区の継承の苦労についての話題が中心となっていた。車座トークの発言者のひとりとして出席していた私は、ユネスコの世界無形文化遺産への登録にはどのようなメリットとデメリットがあるのか、長期的観点から検討し、そのうえでその内容を、各地区の保存会に時間をかけて丁寧に説明する必要があるという主旨の発言をした。

2010年代には、愛知県が花祭の伝承地区を持つ東栄町、豊根村、設楽町と北設楽花祭保存会に働きかけて登録申請に向けた素地づくりを図ろうとしたほか、三町村とNPOなどが組織する奥三河観光協議会が花祭世界遺産登録キャンペーンを推進した。同協議会の構成員でもある豊橋鉄道が「花祭を世界遺産に！」と大きく書いたラッピングバス「花祭り号」を運行し、2010年12月4日には豊橋市で奥三河再発見フォーラム「花祭、世界無形文化遺産登録に向けて」が開催された。フォーラムでは坂宇場（豊根村）、古戸および布川の保存会関係者を交えた意見交換会がおこなわれ、私は発言者として出席したが、保存会関係者の世界遺産登録への反応はここでも低調であり、それよりも異口同音に「みんな違ってみんないい」という主旨の発言が相次いだ。

じつは、今も花祭研究のバイブルとされる『花祭』において、早川孝太郎は「はなは集落ごとに異なる」ことをたびたび強調していた。早川は「はな」の含意に注意を喚起し、この語がそれぞれの土地、村、人の特徴、気風、趣味、感情なども表現しており、花祭は「一を以て他の全部を推すことができるか」と言うのと、そう簡単には片づけられぬ」と述べていた〔早川 1930〕。ところが、この点はその後の研究者や行政担当者からほぼ無視されるか、過小評価されている。それゆえ、「過疎化や少子化で継続することが難しいのなら、各集落で伝承するのをやめて、統合したらどうか」といったような提案が出てくることになる。しかし、それは花祭伝承者の多くからみれば「あり得ない」選択肢であり、それくらいなら休止したほうがまだよいくらいの、伝承現場に無理解な暴力的提案に映っている可能性がある。

単一の事例が無形文化遺産に登録されることが難しくなり、拡張記載が主流となった2014年以降の動向を受け、現在では2022年に発足した全国神楽継承・振興協議会が神楽のユネスコ無形文化遺産への登録を目指して活動しており、花祭も参加を呼びかけられている。この協議会の事務局は宮崎県教育庁文化財課内に置かれ、会長を高千穂<sup>たかちほ</sup>の夜神楽伝承協議会会長が務めている。同協議会は、2023年6月5日には東栄町を訪れ、北設楽花祭保存会に趣旨説明をおこなっている。しかし、現段階では花祭の伝承地区全15地区のうち、同協議会に参加しているのは2地区にとどまっている。各地区の花祭保存会と関係自治体は参加に慎重な姿勢であり、花祭全体としての世界遺産登録申請への機運はさほど高まっているとはいえない。

### 3. 観光都市の都市型祭礼の事例—愛知県犬山市の犬山祭—

犬山祭は、1635年、当時の犬山城城主であった成瀬正虎が車山や練り物を出した祭りの実施を奨励したのが起源とされ、今日では針綱神社<sup>はりつな</sup>の例祭として実施されている。その車山行事は「犬山型」と呼ばれ、からくり人形を載せた13両の車山と仮装した人々による練り物を中心とした豪華絢爛なもので、観光客からの注目度も高い。

犬山祭は2016年にユネスコ無形文化遺産に拡張登録されたが、犬山祭保存会、行政担当者や外部者などさまざまな立場の関係者がこれに積極的に関与した。1998年には、犬山市の働きかけで文化庁調査官による犬山祭の視察が実現している。その後、国指定文化財、そして無形文化遺産登録への機運を高めるうえで大きかったのが、2005年に開催された愛知万博の存在である。万博で県内の山車100両を集結させる催しが計画され、これと連動して2002年に「愛知山車祭り保存協議会」と「あ

いち山車・からくり文化保存振興協議会」が発足し、県内の山車祭礼関係者間の連携強化を試みたが、犬山祭を含めた日本の山車祭礼をユネスコ無形文化遺産に、という目標がこの頃から明言されるようになる。2013年には犬山祭保存会有志を中心とする「犬山祭研究会」が発足、無形文化遺産登録に向けた側面支援を謳っている。犬山祭は2006年に国指定重要無形民俗文化財、そして2016年にはユネスコ無形文化遺産に登録された。

犬山祭は比較的大規模な都市祭礼であり、観光客数も相応に多い点、犬山市も観光都市を目指して犬山祭のみならず、犬山城を含めた城下町全体の世界遺産登録に積極的である点が、先の花祭の事例とは大きく異なっている。犬山祭保存会が、2022年4月からは居住地に関係なく誰でも保存会員になり得る会員制を導入したことも興味深い。これは、ユネスコのコミュニティ像に沿った変革といってよい。もっとも、このように一見すると手際よく、比較的迅速に無形文化遺産登録を果たしたかにみえる犬山祭の場合でも、保存会のあり方、さらには地域コミュニティのあり方をめぐって、保存会内部でもときに激しい意見の対立がみられたことは注目に値する。その論点のひとつは、保存会をこれまでのように城下町に根ざした地縁集団を母体として運営するのか、地縁を離れた拡大母体として運営するのかという点であった。

前者の立場からみれば、そもそも会員制、しかも会費を徴収するという発想自体が理解しかねるうえに、保存会長と事務局が提案した文書の中に「地縁を離れて」という文言があったのは看過しがたかった。後者の立場からみれば、担い手の7割近くを関係町内以外からまかなっている現状を直視すべきであり、しかも多額の税金や補助金が投入され、警察による警備も必要な現在の犬山祭を地縁集団だけで運営するのは不可能だということになる。山車の修理保全にも多額の経費が必要であり、それらを城下町各町内だけで負担するのは困難になっているという経費上の問題もある。コミュニティ像の共通理解の形成は難題であり続けている。

#### 4. 無形文化遺産の保護とコミュニティ概念再考

ユネスコが期待するコミュニティ像とは、決して閉じたものではなく、より外に、よりヨコへと開いていく開放系社会集団としての性格をもった文化遺産の伝承主体であろう。日本の事例でも「神楽」、「山・鉦・屋台行事」、「来訪神」などの分析上の上位概念を単位とし、それらの保存伝承を目的とした開放系社会集団の構想は、一般論としては理解できる。しかし、伝承現場では、地域も内容も相当に異なるさまざまな事例が、十分な説明もないままひとくくりにされるということに対して抵抗感を覚える、という語りを頻繁<sup>ひんぱん</sup>に耳にする。

ユネスコ的なコミュニティ概念では、個々人が居住地と切り結ぶ関係、個人と土地をタテにつなぐ関係性（relatedness）が看過されがちである。この種の関係性は、こう呼んでよければ「私的土着性（personal nativeness）」とでもいうものであり、個人およびその祖先が歴史的時間のなかで育んできた居住地との関係性の「長さ」、そして「深さ」によって醸成される。「ここにずっといた」というような、自分と土地を直接タテにつなぐ関係性の物質的な蓄積の上に成立する感覚、実感である。これは、ヨコの理論とは根本的に異質の感覚、実感である。

このタテ関係の実感は、マッキーヴァー的なコミュニティ論でさえ見落としかねないものである。「私的土着性」は個人と居住地との結びつきから生まれるものであり、その土地を媒介としたヨコ関係ではない。しかも2020年代現在、これは「自然村」、「むら」的な共同性、連帯性とも異なるようにみえる。より個人単位の、個別化したかたちでの土地との関係性であって、それらは「家」意識や「村の精神」とも違う。かつての共同体論にみられたような、構成員にとって富の共有、生産活動の物質的基盤としての土地が持つ意義〔大塚 1955〕は、住民の就業先と就業形態の多様化によってほぼ失

われている。伝統的な「家」制度の崩壊、個人主義の蔓延は、地域住民によってしばしば語られるところであるが、これはいわゆる「農業共同体」的コミュニティが激減した今、ある意味で当然の帰結といえる。その代わりに、個人ごとに蓄積された「私的土着性」が大きな意味を持ち、それはときに「家」意識をしのぐ。

日本の無形民俗文化財の中には地域から地域へと伝播した事例もあり、より抽象的な上位概念を用いた類型化が可能な場合もある。事例によっては、類型ごとに伝承者がまとまってアソシエーションを形成することも可能かもしれない。全国的な人口減少や担い手不足という現状をふまえると、こうした行き方は確かに現実的な選択肢のひとつである。ただし、こうしたヨコのつながりの拡大は、先述したような個人ごとに醸成してきた土地とのタテの関係性、「私的土着性」を軸にした「私（たち）の行事」の感覚とは基本的に相容れないものである。

ユネスコの思惑とは裏腹に、無形文化遺産として登録され、それが属する国家の保護を受けることは、その文化遺産に関係するコミュニティの団結と拡大だけでなく、時にコミュニティの分裂やその内部での葛藤、さらには関係コミュニティ間の敵対や緊張関係を新たに生み出す契機ともなり得ることには、あらためて留意する必要がある。

確かに祭礼は、多様な人びとを結びつける結節点としての潜在性を持ち、とくに過疎地域においてその存続には意義がある〔佐々木 2018〕。しかしその際、伝承主体が個々に土地との間で築いてきたタテの関係性の蓄積と、その上に醸成された「私（たち）の行事」という感覚をまず尊重し、ヨコ方向の連帯との妥協点が丁寧に模索されてよい。より微視的にみれば、コミュニティは状況的、実践的に構成される過程といえるが〔田辺 2008〕、事例によってはここでいう「私的土着性」がその構成過程を強く制限する場合があるからだ。もとより、一般にコミュニティ内でも民俗的知識は決して一様でも平板でもなく、闘争や葛藤が常に存在する〔渡邊 2010〕。

無形文化遺産への登録は、当該文化遺産の多面的な価値だけでなく、それぞれの伝承主体に即したコミュニティ概念を再検討、再想像する契機たり得る。しかし、伝承現場では「世界遺産疲れ」の声もある。日本の事例の登録が始まって十数年経った今、関係コミュニティの動態、登録がもたらすメリットとデメリットについて、事例ごとに検証すべき時期に来ている。

## 【参考・引用文献】

- 大塚久雄 『共同体の基礎理論』 岩波書店、1955
- 早川孝太郎 『花祭』 岡書院、1930
- 福田アジオ 『日本村落の民俗的構造』 弘文堂、1982
- Maciver, R. M., *Community: A Sociological Study*, Macmillan and Company, 1917.
- 佐々木重洋 「過疎地域における祭りの存続」『都市問題』 第 109 巻第 3 号、後藤・安田記念東京都市研究所、pp. 77-86、2018
- 鈴木榮太郎 『日本農村社会学原理』 時潮社、1940
- 田辺繁治 「コミュニティを想像する―人類学的省察」『文化人類学』 73 巻 3 号、pp. 289-308、2008
- 鳥越皓之 『家と村の社会学 増補版』 世界思想社、2013
- 渡邊欣雄 「民俗的知識の動態的研究―沖縄の象徴的世界再考―」『国立民族学博物館報告』 別冊 3 号、pp.1-36、2010

# ご案内

## 【展示のご案内】

- ・第4展示室特集展示「幕末の外交官―幕臣柴田剛中とその資料―」  
開催中～2024年7月28日(日)
- ・第3展示室特集展示「スクワイア家の記憶―ある英国人技術者の遺品から―」  
2024年7月23日(火)～2024年10月6日(日)
- ・企画展示「歴史の未来―過去を伝えるひと・もの・データー―」  
2024年10月8日(火)～12月8日(日)

## 【催事のご案内】

- ・第453回歴博講演会「弥生・古墳時代の土器と人の移動」  
2024年8月10日(土)13:00～15:00  
講師：山下 優介(国立歴史民俗博物館研究部考古研究系・テニュアトラック助教)
- ・第454回歴博講演会「景観変遷から「中世社会」を読み解く―環境・災害適応の中世史―」  
2024年9月14日(土) 13:00～15:00  
講師：土山 祐之(国立歴史民俗博物館研究部歴史研究系・テニュアトラック助教)
- ・第455回歴博講演会「過去の向き合う人びと―明治期の歴史調査と保存運動―」  
2024年10月12日(土) 13:00～15:00  
講師：天野 真志(国立歴史民俗博物館研究部・准教授)
- ・第456回歴博講演会「歴史の未来を見据える―情報技術・AIと歴史学―」  
2024年11月9日(土) 13:00～15:00  
講師：後藤 真(国立歴史民俗博物館研究部・准教授)

※聴講無料

## 【歴博の情報発信】

国立歴史民俗博物館の企画展示・特集展示・フォーラム・講演会等の情報は、ウェブサイト・X(旧Twitter)・YouTube・ニュースレター(メルマガ)でもご案内しています。

- ウェブサイト <https://www.rekihaku.ac.jp/>
- X(旧Twitter) @rekihaku
- YouTube <https://www.youtube.com/@NMJH>
- ニュースレター ウェブサイトのトップ画面の「歴博とは」のアイコンがあり、そこから下へスクロールすると登録画面に進めます。

---

第118回歴博フォーラム

## 資源化する文化と地域社会の行方―文化の継承のために―

発行日 2024年7月13日  
編集・発行 国立歴史民俗博物館  
〒285-8502 千葉県佐倉市城内町117  
Tel.043-486-0123(代)

---



大学共同利用機関法人 人間文化研究機構  
**国立歴史民俗博物館**  
National Museum of Japanese History

ISBN 978-4-909293-22-0



9784909293220